（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管） **第八条の二の二**　法第十二条第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 一・二　（略） 三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条第一項（同法第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管 （特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管） **第八条の十三の三**　法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 一・二　（略） 三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第八条第一項（同法第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管	（産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管） **第八条の二の二**　法第十二条第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 一・二　（略） 三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管 （特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管） **第八条の十三の三**　法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 一・二　（略） 三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第八条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

第三条　地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務） **第四条**　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～八　（略） 九　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二十七条の規定による事務執行に関すること。 十～三十二　（略）	（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務） **第四条**　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～八　（略） 九　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）に基づく緊急時における報告徴収及び立入検査に関すること。 十～三十二　（略）

附　則

この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。